

「范文正公家書」について

遠藤 隆 俊

序 論

中国における文人・士大夫の文集をひも解くと、詩や散文のほか「尺牘」という項目がしばしば見られる。尺牘とは言うまでもなく書簡文のことであり、中国では古くからこれが著作の一つ、あるいは文学作品の一分野として確立していた。その書簡文の一種に「家書」がある。「家書」とは家族に宛てた手紙のことで、古くは六朝東晋時代の名族である王僧虔の「誠子書」があり、また新しくは清朝最後の大官僚である曾国藩の「家書」がある。本稿で取り上げる「范文正公家書」もこの系譜に属する書簡文であり、北宋時代の范仲淹が家族へ宛てた手紙のことである¹⁾。

この家書ないし書簡史料はこれまで文学史や思想史の分野では比較的よく用いられてきたが、政治制度史や社会経済史においてはあまり使われてこなかった。その理由とし

ては語法や文章の難解さに加えて、執筆時期や内容、背景の不明確さ、さらには親しい間柄のやりとりゆえの省略など書簡史料に特有の困難さがある。しかしながら、書簡文にはいわゆる編纂史料には見られない豊富な内容や微妙なやりとりが記されており、今後は歴史学の分野においても大いに活用すべき可能性が残されている²⁾。

宋代の書簡文を扱った研究としては本稿で扱う「范文正公家書」を用いて范氏義荘の変遷を考察した近藤秀樹氏の研究や、蘇東坡すなわち蘇軾の手紙を使って買田の経緯を考察した竺沙雅章氏の研究がある。筆者もかつて近藤氏と同様の試みをしたことがあり、また政治史においては蘇舜欽の書簡を使って慶曆改革の構図を検討した須江隆氏の研究がある。ただ、これらの研究はいずれも各自の関心に沿って当時の政治や社会の実態を追究したもので、手紙の成り立ちや執筆の動機、あるいはその手紙の持つ歴史的な意義

や特性、さらにはその後の読まれ方や流布の状況などについて考察したものではない。

そこで、本稿では改めて「范文正公家書」を取り上げ、この手紙が書かれた時期やその内容、さらには家書の出版、流通など後世における読まれ方について検討する。それによって、書簡史料なканらず「范文正公家書」の重要性を、政治史や社会史のみならず「史料論」の立場からも考える手がかりとしたい。なお、ここで主として取り上げるのは仲淹が兄の仲温に宛てた手紙十六帖、およびその子の純義・純叟に宛てた二帖の合計十八帖であり、その他の手紙については改めて考察したい。また、本稿は以上のような目的の下に書かれているので、家書の翻訳や内容に関するより詳しい分析は別に行う予定である。

一 往復書簡

まず、家書の中身を分析する前に、それが書かれた時期や執筆の場所など家書にかかわる基本的な問題について検討したい。本稿で使用した書簡文のテキストは四部叢刊初編本「范文正公集」に収められている「范文正公尺牘」全三巻であり、その巻上がここで考察する「家書」である。その内訳は兄の范仲温（太子中舎で退任）に宛てた「與中舎」

が全十六帖、次男の范純仁（忠宣公）に宛てた「與忠宣公」が一帖、宛先が未詳の「與九國博」一帖、仲温の二子純義・純叟に宛てた「與中舎二子三監簿四太祝」が二帖、仲淹が幼いときに育った山東の朱氏に宛てた「與朱氏」が十五帖、仲淹の部下でありまた使用人の魏祐に宛てた「與指使魏祐」が一帖の合計三十六帖である。ちなみに「范文正公尺牘」巻中は「與韓魏公」すなわち范仲淹の同僚である韓琦に宛てた手紙三十一帖であり、巻下は「交游」すなわち仲淹と交遊関係のあつた官僚や士大夫三十名に宛てた手紙計五十一帖である。なお、彼の文集には「尺牘」のほか「上書」と呼ばれる公的な書簡が十六帖あるが、これについては最後に若干言及するつもりである。

さて、この家書とりわけ仲淹が兄およびおいに宛てた手紙十八帖には執筆年代の記載がなく、これがいつ頃に書かれた手紙なのか必ずしもはっきりしない。しかし、この問題については手紙の中の兄に対する呼称によって、その時期をかなり確実に特定することができる。すなわち仲淹は手紙の中で兄を官職名で呼んでおり、兄がその官職にいつ頃就いていたかを特定すれば必然的に手紙の執筆時期も確定するというわけである。これを表に示したのが「表1. 家書関連年表」である。

これによれば兄への手紙は大きく三つの時期に分けるこ

表 1. 家書関連年表

年号	范仲温	范仲淹	家書関係
雍熙 2 (985) 端拱 2 (989) 祥符 8 (1015) 景祐 1 (1034)	開封に生まれる	徐州に生まれる 科挙に合格 蘇州知事	
2 (1035) 4 (1037) 慶曆 3 (1043)	<u>将作監主簿</u> 越州新昌県尉 杭州余杭県市征	饒州知事 潤州知事 樞密副使、参知政事	第 1 期 「監簿」と呼称 ①⑩ (2 通)
4 (1044) 5 (1045)	<u>寧海軍節度推官</u> 台州黄巖県知事	邠州ついで鄧州知事	第 2 期 「節推」と呼称 ⑨⑫⑬ (3 通)
7 (1047) 皇祐 1 (1049) 2 (1050) 4 (1052)	<u>太子中舎</u> で退任 没す (66 才)	杭州知事、義荘の設置 没す (64 才)	第 3 期 「中舎」と呼称 ②③④⑥⑦⑧⑩⑭ /⑤⑪⑮ (11 通) 「中舎二子」(一)(二)

とができる。すなわち第一期は仁宗の景祐二(一〇三五)年から慶曆四(一〇四四)年までで、この時期の手紙では仲淹は兄を「三哥監簿」「三番目の監簿兄さん」と呼んでいる。これは仲温が「将作監主簿」であったことに由来し、手紙の①と⑩がこれに相当する。同じく第二期の手紙は仲温が「寧海軍節度推官」であった慶曆四(一〇四四)年から同七(一〇四七)年までのものであり、ここに分類される⑨⑫⑬の三帖の手紙では兄を「節推三哥」「三番目の節推兄さん」と呼んでいる。さらに第三期の手紙は仲温が「太子中舎」で致仕した慶曆七(一〇四七)年以降のもので、ここに分類される十一帖の手紙では彼を「中舎三哥」「三番目の中舎兄さん」と呼んでいる。ちなみに、ここに示した手紙の番号は四部叢刊本『范文正公集』に収録されている「家書」の配列順に従って、筆者がそのまま数字化したものである。第三期の手紙が最も多いのは双方にとって最晩年の時期であるとともに、有名な范氏義荘がこの時期に設置されたことに大きく関係している。

さらに、これら十八通の手紙を読むと、これが仲淹からの一方的な手紙ではなく彼と兄あるいはおいたちとの往復書簡であったことがわかる。例えば兄への手紙④には「飛脚がもどり、お手紙を受け取りました(急足還領書)」と書かれており、次の⑤にも「人が帰り、お手紙を受け取りま

した（人回領書）」と見える。またおいに与えた手紙（二）にも「先日手紙を受け取り、平穩に勤めを果たしていることを知った（昨得書、知在官平善）」と書かれており、これらの手紙が単に仲淹から兄あるいはその子への一方的な手紙であつたわけではなく、兄弟あるいは叔姪による往復書簡の一部であつたことは明らかである。残念ながら兄やおいが仲淹に宛てた手紙というのは文集には収録されていないが、その内容は仲淹の返書からも概ね察することができ⁶⁶る。

ところで、先掲「表1」によれば仲淹が兄に宛てた十六通の手紙は書かれた年月が十数年間という比較的長期にわたつており、その結果それぞれの発信地も着信地も異なつていた。つまり、これらの手紙は限られた一つの場所から一つの場所へ一度に出されたものではなく、赴任先を転々と移動する弟の仲淹からやはり江南の各地を転々とする兄仲温のもとへそのつど出されたものである。とすれば、ここで問題となるのはこれらの手紙がいかなる場所で書かれ、また発信されたのかということである。これについても先の時期確定と同様に、「表1」仲淹の官歴から概ね推定することができる。それによれば、まず第一期の手紙は樞密副使ないし參知政事として首都の開封にいた仲淹から、越州ないし杭州にいる兄に宛てたものであることがわか

る。次いで第二期の手紙は鄞州の弟から台州の兄へ、第三期の手紙は杭州の弟から蘇州の兄へ宛てたものである。もつとも、彼の官歴を詳しく見れば、このほかに饒州や潤州、邠州から手紙を出した可能性も残されているにはいる。しかし、実際に手紙の内容を読んでみるとそれらの可能性は低く、ここで確定した通りで誤りない⁶⁷。

では、手紙を書いた場所も受け取つた場所も違ふとならうか。その問題については、手紙の中に答えを見いだすことができる。それによれば、手紙を運んだのは「急足」と呼ばれる特殊な郵送人や、家族、族人、あるいは同僚、用人などである。「急足」については前掲兄への手紙④および⑮⑯に見られ、家族・族人については⑩に次子の「純仁」、⑯にも長子「純佑」の名が見える。さらに同僚や用人については⑩に「錢主簿」とあり、⑪には「屈徳」「魏祐」、⑭には「王興」、⑮には「人」とある。これらの人物すべてについて特定できるわけではないが、彼らは誰もがみな范仲淹にとつて信頼のできる人物であつたことに疑いない。純仁や純佑は言うまでもなく彼の肉親であり、錢主簿や魏祐は僚属、屈徳や王興は使用人と考えられる。宋代の郵便制度としては詔勅や公文書、邸報などを伝達する進奏院があり、このルートに官僚の個人的な手紙を乗せて伝

達することも少なくなかった。しかし、それ以外に民間の郵便制度が十分に整っていなかった宋代においては、やはり信頼できる人に手紙を託すのが一番確実な方法である。ここに見られる范仲淹の手紙もまさにそうした制度を背景にしたものであり、彼ら兄弟による手紙のやりとりもそうした時代を反映していたのである。

二 蘇州と洛陽

ところで、先掲「表1」によれば最初の手紙が書かれた第一期はどんなに早くても景祐二（一〇三五）年以降のこととて、手紙の内容から見てもそれ以前に遡ることはない。しかもこの時仲淹は既に四十七歳、兄の仲温は五十一歳に達しており、ここから見る限りこれらの手紙はみな彼らが晩年になってからのものと言うことができる。もちろん、それは現在残っている手紙についてのみ成立する議論であつて、これ以前にも手紙のやりとりがあり、しかもその手紙がどこかに残されている可能性は否定できない。しかし、後でも述べるように兄の仲温が「将作監主簿」の官位を授かったのはまさにこの景祐二年のことであり、現存する形式の書簡が書かれたのはやはりこれ以降と考えるべきである。とすれば、何故この時期に仲淹は兄やおいたちと手紙のや

りとりを始めたのであろうか。またその背景にはいかなる動機や人間関係があつたのであろうか。本節ではこの問題について考えてみたい。

もとより、この問題を考察するには手紙の内容分析が必要不可欠であるが、それについては次節に譲ることとして、ここでは今述べたような范氏の人間関係や族的生活の面から検討したい。一般論から言つて、仲淹は義荘の設置や仕官、学問など蘇州の范氏一族を賑わすために、郷里に住む兄と密接に連絡を取り合つたと考えるのが妥当であらう。これを一言で表せば「陸族」「収族」のためである。しかし、本節ではそのような所与の結論を再確認するのが目的ではなく、異母兄弟である彼ら二人の微妙な人間関係や、結果として范仲淹自身が蘇州に帰らなかつたという郷里への複雑な思いが手紙の執筆にどうかかわつていたのか、さらにそうした背景にはいかなる時代性があつたのかという点を中心に考察したい。

さて、仲淹と仲温との関係については既に拙稿でも述べたことであるが、彼ら二人は異母兄弟であり、ある時期までは通常の兄弟づきあいや親戚関係を結んでいたわけではなかつた。すなわち、彼らの父范墉には二人の妻がおり、仲温を生んだのが陳氏、仲淹を生んだのが謝氏である。しかもこの両者は父の死後離ればなれとなり、陳氏と仲温は蘇

州で暮らし、謝氏は仲淹を連れて山東の朱氏へと再嫁した。その結果、彼ら兄弟は成人するまで面識がなく、おそらく手紙のやりとりもなかったと考えられる。このような境遇に一つの変化が現れたのは、真宗の天禧元(一〇一七)年のことである。この年、仲淹は旧名の「朱説」を改めて「范仲淹」と名乗ることとなり、彼は范氏の族人として認知されることになったのである。しかしながら、この時には蘇州の族人側に彼の改姓に難色を示す者がおり、彼の改姓によつて必ずしも両者の交流が促進されたわけではない。こうした中で、再び訪れた大きな転機が仁宗景祐元(一〇三四年)である。この年仲淹は兄のいる蘇州へ知事として赴任し、彼ら兄弟は久しぶりの対面を果たすことになった。しかも、この時彼は歳寒堂を始めとする范氏一族の施設整備にあたり、蘇州の族人とも改めて親しく交流することになったのである。兄の仲温が弟仲淹の蔭によつて初めて「将作監主簿」の官位を得たのはまさにこの翌年であり、現存する手紙のやりとりが始められたのもこれ以降のことである。

ただし、手紙の内容を見ると景祐年間にすぐさま手紙のやりとりが始まったわけではなく、もう少しあとの慶曆年間頃のことと考えられる。例えば第一期の手紙⑩によれば「たまたま兵事が勃発しましたが(遇發兵次)」とあり、こ

れが西夏戦争のことであればこの手紙は康定元(一〇四〇)年頃のものである。また、同じ手紙①には「私は近頃陛下のご恩を蒙り、枢密副使に抜擢されました。…十二日にはご恩を蒙り参知政事に改められました(某近蒙制恩、擢忝樞府、…至十二日、蒙恩改参大政)」とあり、この手紙は慶曆三(一〇四三)年七月に書かれたものであることが確認される。実際、錢公輔「義田記」(『范文正公集』褒賢祠記卷二)によれば、

初、公之未貴顯也、嘗有志於是矣、而力未之逮者二十年。既而爲西帥、以至於參大政、於是始有祿賜之入、而終其志。

とあり、仲淹が蘇州に義荘を設けるにあたっては二十年以上も前からその気持ちがあつたが、それが実現したのは西夏戦争を終えて枢密副使から参知政事になった後のことと言われている。義荘の設置から二十年前と言えば仁宗の天聖年間(一〇二三〜一〇三二年)にあたり、先に述べた天禧元年からもほど遠くない時期である。したがって、彼が一族のために何がしかの援助をしようと思ひ立つたのは、おそらく天禧の改姓時であつたと考えて誤りない。しかし、ここにもあるようにその頃の彼はまだ官位も俸禄も高くはなく、まだその志を遂げるには十分ではなかつた。それが次第に現実味を帯びてくるのは自らが蘇州に赴任した景祐

年間、そしてより積極的には執政として朝廷の中樞に昇つた慶暦年間以降のことである。家書の執筆もこうした彼の地位や立場と無縁ではなかつたのであり、その変化が書簡執筆の動機や時期に大きく作用していたのである。¹⁰⁾

もつとも、范仲淹は蘇州の族人たちに様々な貢獻はしたものの、結局のところ郷里の蘇州には帰らず、開封近くの穎昌に居を構え、その墓も蘇州ではなく洛陽に定めている。これが宋代士大夫の「寄居」「徙居」と呼ばれる生活形態であり、范仲淹の場合には「宗族的結合の破壊者」として批判的となつたところである。しかしながら、既に述べたように范仲淹の場合には郷里との複雑な関係があり、これを当時一般の「寄居」と同じであると考えことはできない。しかも、范仲淹に限らず当時の士大夫たちは異郷に「寄居」しても決して郷里の人々とのつながりを絶つたわけではなく、様々なチャンネルを通して族的な関係を保つていたのである。そこには彼らなりの長期的な戦略があつたわけだ、これを「破壊した同族的結合への贖罪的産物」と断じることが早計に過ぎよう。仲淹の場合にも蘇州と洛陽という二重の楕円的な族的生活空間を設けたが、これは官僚として出仕する族人の受け皿的役割をも果たしていたのである、そこには北宋士大夫の長期的な戦略ないし展望をこそ読みとるべきであろう。¹¹⁾

北宋という時代は政治においても社会においてもまだ固定したスタイルがなく、多くの可能性を持つていた時代である。それは宗族についても同様であり、族譜にしても義荘にしても礼制にしてもこの時期はまだ後世のような固定したスタイルができあがつていたわけではない。これが南宋以降になると社会が次第に固定化し、また朱子学の登場によつて礼制面でも宗族制度が整備されてくる。「寄居」を非難する思考の枠組みもそのように固定化した社会の中から生まれたものであり、北宋の実態を正しくとらえたものではない。むしろ北宋とはそうしたあり方をも許容する多様な時代であり、「寄居」という現象もそうした多様な社会を背景にして生まれたものである。いづれにしても、家書のやりとりがなされた背景には范氏兄弟の関係修復や仲淹自身の昇進が大きくかかわっており、それが義荘の設置や族人の任官にも大きく影響していた。さらにその背後には蘇州と洛陽とに分かれた范氏の微妙な族的関係があり、この手紙はそうした楕円の構造を持つ同族ネットワークをつなぐ架け橋としても機能したのである。

三 科挙と宗族

では、その家書の内容はどのようなものだったのか。こ

れを本節では考察したい。ただ、既に述べたように一つの詳しい分析は別稿に譲ることとして、ここでは家書が持つ全体的な特徴やその歴史的意義について考えてみたい。その内容は大きく二つに分けられる。一つは科挙、もう一つは宗族である。

まず、范仲淹の家書を一読して感得されるのは、これが科挙の時代の手紙だということである。家書の中には子弟の学問・読書に関する記述が数多く見られるが、これは言うまでもなく科挙受験のためである。例えば兄へ宛てた手紙の③や⑬によれば仲淹は自分の子供だけでなく兄の子を始めとする一族の子弟を気にかけていたことが窺われ、また別の史料には彼が族人の子弟を引き取って教育を施したことが記されている。のちの范氏義荘では子弟の勉強資金や科挙受験の路銀を援助することとなるが、この③などはそのシステムを先取りしたものと考えられる。さらに手紙の⑤や⑮では兄の子供である純義らを自分のもとで養育し、また教育していたことがわかる。これによつて子弟のすべてが科挙に合格したわけではないが、少なくとも文字を知り士大夫としての家柄を維持する効果だけはあったと考えられる。

また、文正公家書の中では科挙よりも恩蔭制度によつて任官した事例が多く見られ、官僚としての家柄を維持する

装置としてこの制度が比較的有効に機能していたことがわかる。手紙の①では「小三郎」（長男の純佑か）が聖節すなわち仁宗皇帝の誕生日である「乾元節（四月十四日）」の恩礼で「試将作監主簿」を授かり、手紙⑮では三男の純礼が「秘書省正字」を授かったとある。また⑯においては「常州四哥」を奏薦するとあり、恩蔭制度に関する関心が極めて高かったことを示している。さらに手紙⑬では恩蔭改革についての情報提供が行われ、「逐房各々に恩沢有り」と記されている。この手紙は慶暦六・七年頃のものであり、この時期はまさに范仲淹自身の発案によつて恩蔭制度の改革が行われた直後である。そうした改革者の仲淹自身が一族の任官に対しては極めて高い関心を示し、より多くの恩沢を希望していたことは当時の官僚・士大夫の興味深い一面である。¹²⁾

もちろん、例えば手紙⑬を見てもわかるように、たとえ恩蔭制度に頼ったとしても誰でも官僚になれるわけではなく最終的には個人の能力が重要であった。まして科挙の場合には個人の実力が最も優先されたのであり、これに対して宗族が直接的に協力できる範囲は限られていたのである。実際、北宋における范氏の場合、科挙に合格した族人はわずかに四名しかおらず、しかも彼らのほとんどすべてが義荘や宗族の恩恵にはあまり与つていない。しかし、当

時の士大夫の関心がもつばら官僚社会およびその出身ルートとしての科挙、恩蔭制度にあつたことは確かであり、そのためにこそ彼らは読書・学問に勉めたのである。ちなみに、東晋の王僧虔や清末の曾国藩の家書でも、学問・読書の重要性については繰り返し述べられている。ただ、王僧虔の「誠子書」における学問の中心は「玄学」すなわち『易』を含めた老荘の思想であり、やがて四書五経として整理される宋以後の学問とは必ずしも同じではない。一方、曾国藩の「家書」こそは科挙を主とする時代の書簡文ではあるが、その中には四書五経に代わって例えば「天文学」や「軍事」に関する記述が見られ、近代西欧の学問思想の影響がはつきりと見て取れる。その意味で、范仲淹の家書はまさしく科挙の時代の書簡文と言えるのであり、同じ学問でも六朝時代や清末のそれとは大きく内容を異にしていたのである^⑬。

次に、范仲淹の家書に関する第二の特徴は、これが宗族の時代の書簡文だという点である。先にも述べた通り彼は学問や任官に強い関心を示していたが、その関心は決して自分の子供にだけ向けられたのではなく一族全体へ向けられたものである。実際、兄の子ども達に宛てた手紙を見ても、彼らの学問や職務上の責任についていろいろ心配していた様子が窺われる。また、彼の手紙の主要な話題の一つ

に義荘の設置があるが、これこそまさに蘇州に住む族人のために企画された事業であつたことは言うまでもない。さらに、手紙の中では族人の冠婚葬祭についても様々な指示が出され、彼は族人のために物心両面における様々な援助をしていた。例えば手紙②において彼は兄の病氣のためにわざわざ薬を届けており、同じく④においては道書に基づく食事療法を紹介して兄にアドバイスを与えている。また⑫によれば兄の一家の結婚に際して祝儀の金品を送っていたことがわかり、⑬においても族人の婚姻について話題となつている。ちなみにこの⑬に見える「鄭資政」とは資政殿学士鄭戩のことであり、彼の家と范氏とはきわめて近い婚姻関係にあつた^⑭。

一方、手紙③⑧⑩は常州に住む「四哥監簿」(未詳)および「六哥屯田」(范琪)が亡くなったことを知った手紙であり、とくに後者の琪は科挙及第者でありまた義荘の設置にも協力したところから仲淹の関心も高かつた。そして手紙の⑧によれば彼の葬儀には「七郎」(范純誠か)と三男の「純礼」を遣わすと記されており、「七郎」についてはその足で常州の葬儀に向かわせ、香典として俸禄二貫をもつて行かせる^⑮とある。また、手紙の⑩は范氏一族の祖先祭祀についてであるが、祖先の供養はお寺すなわち彼らの菩提寺である蘇州天平山の白雲寺で執り行われ、その形式は民

間信仰の一種である「水陸道場」の法要によって行われていたことがわかる。南宋以降になると朱熹の「文公家礼」の影響によって「祠堂」が設けられ、士大夫の間ではいわゆる儒教式の祖先祭祀が盛んとなるが、この時期にはまだお寺での法要や民間宗教が中心であったことが確認される。このように、彼と蘇州あるいは各地に住む族人とは、いろいろな手段を通して緊密な交流を図っていたことが見て取れる。

もちろん、宗族の時代と言ってもその制度は古く殷周時代から存在し、北宋に限ったものではない。ただ、先の王僧虔や曾國藩との対比で言えば、王僧虔の生きた六朝時代には個別家族に関する言説は多く見られるものの、宗族という枠組みで士大夫が活動したという事例は比較的少ないように思われる。とりわけ門閥貴族が宗族に対して関心を示すことはあまりなく、王僧虔の「誠子書」においても范仲淹と同様の言説を見いだすことは困難である。これに対して曾國藩の家書には仲淹と同様の言説が数多く見いだされ、宋代の宗族と清代の宗族には共通する面が多くある。しかし、清代も末期になると宗族の制度や組織が固定化し、北宋時代の多様な宗族のあり方とはかなり異なった様相を呈している。実際、北宋の范氏一族は宗族と言っても蘇州に固まって住んでいたわけではなく、常州や明州あるいは仲

淹のように開封に出仕した者など中国各地に広まっていた。前節ではこれを二重の楕円的生活と述べたが、范氏全体を見わたしてみればむしろ二重どころではなく多元的なネットワークの集積体だったと言えることができる。言い換えれば、彼らの族的結合関係はよりゆるやかで柔軟な、弾力性のあるものと言いうことができる。その意味で、宋代の宗族は曾國藩の生きた清代宗族の萌芽的形態ではあるものの、それと全く同じ性質のものではない。ましてや、王僧虔の生きた門閥時代のように、家族や宗族を「家格」として規定する国家や社会のあり方とは大きく異なっていたと言える。仲淹の家書もそうしたゆるやかな関係を背景にして生まれたものであり、そこにはまた近世宗族の特徴がしっかりと刻印されていたのである。

四 出版と流通

それでは、彼の家書は当時の人々にいかに読まれ、また広がったのであろうか。本節ではそれを出版・流通、およびその読まれ方から考察したい。その一つの手がかりとなるのが次の史料である。これは「范文正公尺牘」の末尾に附された跋文であり、著者は南宋の学者張栻である。

右文正范公帖、得之文定胡公家、以刻于桂林郡齋。栻

聞君子言有教、動有法。其於文正公見之矣。觀此帖、雖一時書帖之間、亦足以扶世教、而垂後法。非盛德者、其能然乎。敢敬誌之、以詔來世。淳熙三年元日、廣漢郡張栻書。

これによれば、彼は仲淹の書簡集を胡文定公すなわち胡安国の家から入手し、これを桂林で出版したと記されている。言うまでもなく胡安国とは南宋初めの学者であり、朱子学にも大きな影響を与えた人物として知られている。張栻はその第三子胡宏に師事しており、朱熹ともまた学問的には極めて近い関係にあった。しかも彼らの学統を溯れば北宋の二程子すなわち程頤・程顥に行き着き、その学統は范仲淹にも大いに関係がある。張栻が仲淹の書簡集を胡安国の家へ手に入れ、さらにはこれを大きく称揚した背景にはそうした思想的かつ政治的つながりがあったためである。これを言い換えれば、范仲淹の手紙は少なくとも北宋末から南宋にかけての学者・士大夫の間で比較的広く読まれており、彼らの学問・思想や人脈の広がりとともにより一層の読者を拡大していったのである。

それをさらに促進したのが、朱熹あるいは朱子学の影響である。すなわち仲淹の家書には前掲張栻の跋文に続き、朱熹の跋文も載せられている。それによれば、

右范文正公與其兄弟之書、其言近而易知。今之仕者、得

其說而謹守之、亦足以檢身而及物矣。然所謂自未嘗營私者、必若公之先天下之憂而憂、後天下之樂而樂。事上遇人、一以自信。不擇利害而趨舍、然後足以充其名。而其所論親僚友、以絕壘蔽之萌、禁防以杜姦私之漸者。引而伸之、亦非獨效一官者所當知也。□年、新安朱熹書。

とあり、朱熹は仲淹の家書を官僚・士大夫にとつての重要な生活の規範と位置づけ、またこれを推奨している。これによれば「范文正公が兄弟に宛てた手紙は言葉が身近で理解しやすく、いま官僚として仕えている者もその言説をよく心得てこれをしっかりと守れば、我が身を正し人々に恩恵を施すことができる」として、最大級の賛辞を贈っている。ここに見える「天下の憂いに先んじて憂い、天下の楽しみ بعدهに楽しむ」という「先憂後樂」の思想は、范仲淹の有名な「岳陽樓記」の一節に基づくものであり、こうした言説が既に朱熹の生きていた南宋時代には学者や士大夫の間に広まっていたことがわかる。これがさらに朱熹という大学者の言説に乗ることによって、より一層の広がりを持つようになったことは言うまでもない。

加えて、彼の家書や尺牘が広く読まれるようになった背景には、印刷・出版の力を見逃すことができない。それは前掲張栻の跋文からも窺うことができるが、范氏の子孫た

ちもこの出版・刊行事業には大きな役割を果たしていたのである。周知のように、范仲淹には彼自身の撰述による文集すなわち『范仲淹集』（『范文正公集』）全二十巻があり、

これは既に北宋時代から広く読まれていた。そのことは元祐四（一〇八九）年四月二十一日付、蘇軾の叙文によっても確認することができる。その後、この文集は南宋の乾道から淳熙年間に饒州で出版・刊行されたが、その時に葛煥が正集の補遺として范仲淹の遺文を集めて『別集』全四巻とした。これが一般に言われる『范文正公集』の「正集」と

「別集」である。ところが、これとは別に、彼の書簡文である「文正公尺牘」や上奏文を集めた「文正公奏議」も早くから存在していた。それについては南宋の藏書家として知られる陳振孫の『直齋書錄解題』巻十七（別集類中）にも「范文正公尺牘五巻。其の家（の）伝（う）る所にして正集の外に在り」とあり、仲淹の尺牘は代々彼の家で伝えられ、正集とは別に存在していたことがわかる。これが出版・刊行されたのは前掲張栻の跋文に見えるように南宋淳熙年間のことであり、既にこの頃には出版物としての「文正公尺牘」の存在が確認される。「奏議」についても同じ「直録」巻二十二（章奏類）に「范文正公奏議二巻、范仲淹撰」とあり、これもまた文集とは別個に存在していたことが知られるのである。ちなみに『宋史』巻二〇八、芸文志七（別集類）に

も「范仲淹集二十巻」のほか「又別集四巻、尺牘二巻、奏議十五巻、丹陽編八巻」とあり、彼の著作としては正集、別集に加えて尺牘、奏議などが存在していたのである。

そしてこれらの著作の出版・刊行に力を尽くしたのが、范氏の子孫たちであった。今日我々が手にする『范文正公集』および『范忠宣公集』の中には「歲寒堂版」と呼ばれる版本があるが、これこそまさに蘇州范氏の祠堂である「歲寒堂」を指す。それについては現存する宋版元修本「文正公尺牘」の題語に、

先文正公尺牘、舊刊于郡庠、歲久漫漶。今重命工鋟梓
刊置家塾之歲寒堂、期與子孫世傳之。至元再元丁丑正
月甲子曰、八世孫文英百拜謹識。

とある。これによれば范仲淹の尺牘はかつて府学から出版刊行されたが、版木が悪くなったので、家塾の歲寒堂において版木を彫り直して出版したという。府学とはおそらく前掲張栻の跋文に見られる「桂林郡齋」のことであり、その版木は宋元交替期を経て元代まで伝わっていたことがわかる。題語の作者は仲淹八世孫の范文英であり、彼は元末に范氏の統括者すなわち「宗子」となった人物である。ここに見える至元再元丁丑とは順帝至元三（一三三七）年あたり、おそらくこの出版事業も「宗子」の任務の一つとして行われたものであろう。これによって范氏の子孫たち

は義莊などによる相互扶助だけでなく、祖先の文集を出版する事業も行っていたことが見て取れる。ちなみに本稿で用いた四部叢刊初編本の『范文正公集』も「元翻明修本」であり、この時に文英が翻刻した元刊「歲寒堂本」を底本としたものである。

宋代とりわけ南宋時代から元代にかけて中国では同族の結合力が強まり、南中国を中心とした各地に義莊や祭田など多くの財産が設置されるようになった。その背景としては北方民族の侵攻による社会不安や、朱子学の浸透など様々な要因があげられる。このような中で義莊の創始者でありまた朱子学とも関係の深い范仲淹の名声は次第に高まり、彼の文集や手紙が学者や士大夫の間で広く読まれるようになった。さらにこれを支えたのが彼の子孫らによる出版・刊行事業であり、これによって范仲淹の文集や尺牘はより一層の広まりを見せたのである。ちなみに本稿で取り上げた「家書」はやがて単なる手紙ではなく時には「家訓」という分野にも分類されることになり、宋元時代はもろろんのことのちの明清時代に至るまで広く読者層を持つこととなった。宋代は印刷技術の発達に見られるように出版文化が大きく発展した時代であり、またそれが次第に市場を獲得していった時代でもある。このような中で仲淹の文集や尺牘も小規模ではあるが販路を広げ、人々に読まれるこ

ととなった。「家書」の広まりはまさにそうした出版文化に支えられていたのであり、范仲淹の思想や言説もそうしたメディアの力と決して無縁ではなかったのである。

結 論

以上、四節にわたって范仲淹の「家書」を分析し、その執筆状況や社会的背景、さらには出版・流通の問題について明らかにしてきた。その詳細は各節に委ねることとして、ここでは最後に「史料論」の立場から若干の展望を述べることにしたい。

はじめにも述べたように、書簡史料というのはこれまであまり歴史学においては使われてこなかった。それには書簡文に特有の難解さがあり、それによって書簡文が史料として扱にくいものであることがあげられる。しかし、書簡文には編纂史料にはない多くの事実や評価・解釈が秘められており、今後は編纂史料の補助としてあるいはそれ自体が主要な史料として大いに活用が期待される。もっとも編纂史料との関係で言えば、書簡文も広い意味では編纂史料の一つであり、これと全く性格が異なるものではない。実際、多くの書簡は文集とともに編纂されて出版・刊行されたものであり、ある意味では編纂史料そのものであると

言つても過言ではない。ちなみに范仲淹には「尺牘」とはまた別に「書」ないし「上書」という書簡文がある。これは皇帝や皇太后あるいは時の宰相にあてた手紙であり、内容的には「尺牘」よりも政治的で、かつ公表されることを前提として書かれたものである。その結果、これらの書簡文は仲淹自身の選択によつて彼の文集に収録され、また『宋史』や『續資治通鑑長編』などの公的な歴史書にもいくつか再録されている。その意味で、これらの上書は手紙と言つても公的な編纂史料と何ら変わりがない。

しかしながら、本稿で扱つた「范文正公家書」の場合には必ずしも当事者以外の第三者に読まれることを想定して書いたものではなく、どちらかと言えば私的あるいは社会的な性質の史料と言える。それでも、仲淹は当時の文集や書簡の編纂傾向をよく知つていたのであろうし、第三者の目を全く想定せずしてこの手紙を書いたという保証はない。ただ、本稿で扱つた家書ないし尺牘のような書簡文は『宋史』や『長編』『宋会要輯稿』など公式の編纂史料には収められておらず、これが豊富な情報を我々に伝えてくれることはやはり一面の事実である。しかも、宋代は司馬光「書儀」に見られるように手紙の書式が作られるなど、家書の往来が前代よりも頻繁になつた時代である。その中で范仲淹の家書は先駆的な存在と位置づけられ、のちの歐陽脩や

蘇軾の手紙とともに家族・宗族研究には必要不可欠の文献である。その意味で、社会史研究が隆盛を迎えている今日、書簡文や日記、筆記小説などは極めて重要な史料であり、今は公的な編纂史料に加えてこのような著作の活用がより一層必要になるであらう。もつとも、今も見たように一口に書簡文と言つてもその形式や内容にはいろいろな種類があり、一概に編纂史料であるかないかを議論することに意味があるのではない。むしろ重要なのはそれが編纂史料であるかないかにかかわらず、そこで語られている言説の背後にあるものは何かを探ることであり、それを読み解きながら歴史を再構成していくことである。本稿でその試みが成功しているかどうかは大方の批判を仰ぐしかないが、少なくとも今後はこうした研究がますます必要になると思われる。本稿ではその手がかりの一つを示したに過ぎないが、今後は手紙の内容に関する具体的な分析を進めて行きたいと考えている。

註

(一) 尺牘の基本的な理解については、波多野太郎「尺牘講義——読み方と書き方——」(『東方』第三〇号)第五一号連載、一九八三年(八五年)参照。また王僧虔の誠子書については安田二郎「王僧虔『誠子書』考」(東北大学『日本文化研究所

研究報告」第十七集、一九八一年）、曾國藩の家書については、『曾國藩家書家訓』（天津市古籍書店、一九九一年）、『曾國藩家書家訓日記』（北京古籍出版社、一九九四年）を参照。
 (2) 書簡文の語法ならびに往復書簡にかかわる難解さについては、前註(一)波多野論文、および安田論文において詳細に考察されている。

(3) 近藤秀樹「范氏義荘の変遷」（『東洋史研究』第二一卷第四号、一九六三年）、笠沙雅章「北宋士大夫の徙居と買田——主に東坡尺牘を資料として」（『史林』五四巻二号、一九七一年）、同氏の『宋元佛教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年に収録）、拙稿「宋代蘇州の范氏義荘について——同族の土地所有の一側面——」（宋代史研究会編『宋代の知識人』汲古書院、一九九三年）、須江隆「慶曆党争考——蘇舜欽書簡を中心に——」（『集刊東洋学』第七六号、一九九六年）参照。また書簡文とは異なるが、宋代の日記を史料として用いた論考として岡本不二明「宋代日記の成立とその背景」（『岡山大学文学部紀要』第十八号、一九九二年）がある。

(4) 以上の結果、我々が目にするのできる仲淹の「尺牘」は合計一一八帖、「上書」は十六通あり、これを含めると全部で一三四帖の書簡となる。なお、家書の書式については司馬光「温公書儀」巻一「家書」、および「居家必用事類」甲集「家書通式」を参照。また宋人の書簡文は単独でも出版されているが、歐陽脩と蘇軾の書簡はわが国でも『歐蘇手簡』として出版されている。今後はこうした書簡相互の比較検討も必要である。

(5) 家書の配列順は、管見の限り四部叢刊以外のテキストにおいてのみなじである。なお「三哥」の「三」という数字は范氏一族内における輩行（ないしは年齢）の順序をさすものであり、仲温が彼の世代では三番目の輩行だったことを示している。これに類した呼び方はほかにも家書の中に「常州四哥」（常州の四番目の兄さん）とか「六哥屯田」（六番目の屯田員外郎兄さん）と見える。また、仲淹が兄の子供たちに宛てた手紙は「與中舍二子」という宛名になっており、「表1」にある第三期の手紙に当たると考えられる。しかも、その内容から見れば兄の仲温が亡くなってからのものと推定され、これに仲淹自身が亡くなった年代を考えあわせると、彼がおいに宛てた手紙は仁宗の皇祐二（一〇五〇）年から同四年の間に書かれたものであると考えられる。

(6) 范仲淹の尺牘については、范氏の族譜である『范氏家乘』（左編）巻十三「法守記」や『宋元尺牘』（上海古籍出版社、二〇〇〇年）にも一部収録されているが、仲温らの書簡については載せられていない。

(7) 范仲淹の履歴については主として『范文正公年譜』および『同補遺』、仲温の履歴については『范文正公集』巻十三「太孛子中舍致仕范府君墓誌銘」による。なお、二人の官歴については、後註(9)拙稿においても概ね考証してある。

(8) 宋代の公的な郵遞制度については梅原郁「進奏院をめぐって——宋代の文書傳達制度——」（『就実女子大学史学論集』第十五号、二〇〇〇年）および久保田和男「宋代に於ける制勅の伝達について——元豊改制以前を中心として——」（『宋代史

研究会編『宋代社会のネットワーク』汲古書院、一九九八年）参照。なお、家書の中には兄弟を含めて五〇名近くの人物が登場する。そのうち范氏の族人および親類関係の者が三〇名近くおり、同僚や使用人などがそれぞれ数名ずつ、その他不明な者が数名いる。このうち、族人に対する呼び名はおおよそ年齢ないし系図の輩行順を数字で示し、その後には官名か幼児の場合には「郎」をつけるというのが基本である。先にも述べたが、例えば兄の仲温に対しては「三哥監簿」と呼び、范琪という族人については「六哥屯田」と呼んでいる。また幼年の者については人物を特定できないが「三郎」「四郎」などとなり、女性については「十二姑」「三嫂」と呼んでいる。なお、仲淹よりも年下で、しかも成人した族人や家族については「純仁」「純義」など本名で呼ぶのが通例となっている。このような呼称の方法は范仲淹以外の書簡や『清明集』などの判語にも見られ、当時の一般的な慣習を仲淹もそのまま書簡の中で使っていたことが見て取れる。

- (9) 二人の兄弟関係については拙稿「宋代における「同族ネットワーク」の形成―范仲淹と范仲温―」（前掲『宋代社会のネットワーク』）参照。なお、これ以前にも仲淹が改姓した時に二人は会っており、仲淹の蘇州赴任が最初の面会ではない。したがって、手紙のやりとりもそれ以前からあったとは思われるが、本文にも述べたように范氏全体のことを考えた手紙のやりとりは景祐元年以降であると考えられる。
- (10) 本稿では范氏義荘の設置年代を皇祐元年としているが、これは家書にもあるように買田の時期に拠ったものであ

る。これとは別に義荘規矩が制定された皇祐二年という考え方もあるが、それと本稿の考え方とは見方の違いであって必ずしも抵触するものではない。范氏義荘については、前註(3)近藤および遠藤論文参照。

- (11) 洛陽には范仲淹らの墓があるだけで、仲淹らの生活の墓は穎昌にあった。ただ墓が族的結合の一つの象徴であることから、本稿では蘇州に対して穎昌ではなく洛陽を一方の中心として掲げた。なお、その墓については『范文正公集』「洛陽志」を参照。また、この墓の設立をめぐることは、范仲淹自身も実は複雑な心境であったことが彼の書簡から見て取れる。それについては別途に考察したい。さらに「寄居」については、竺沙雅章「宋代官僚の寄居について」（『東洋史研究』第四一巻第一号、一九八二年、前註(3)）、「宋元佛教文化史研究」に収録）および同氏の前註(3)論文を参照。また「宗族的結合の破壊者」「贖罪的産物」の評価については前註(3)近藤論文参照。
- (12) 宋代の恩蔭制度については、梅原郁「宋代官僚制度研究」（『同朋舎』一九八五年）参照。この中でも范仲淹の恩蔭改革について述べられているが、より詳細には『范文正公集』奏議上「奏重定臣僚奏薦子弟親戚恩澤事」および『續資治通鑑長編』卷一五四、慶曆五年二月辛卯の条などを参照。

- (13) 王僧虔をはじめとする六朝士大夫にも実学の素養はあり、またそれによつて彼らがいわゆる「経世済民」の志向を持っていたことは前掲註(1)安田氏も指摘する通りである。しかし同じ「経世済民」とは言いながらも、その内容や

背景とする社会のあり方は宋代とはおのずと異なったものと考えられる。また曾國藩の家書においては「訓詁」「八股」など伝統的な科擧の学問を修めるよう家族や同族にしきりに書き送っている。しかし時代は既に科擧から近代的な学問へと移りつつあったのであり、その意味で彼の家書は范仲淹の家書と相い通じるところがありながらも、大きく性質を異にすると言わねばならない。なお、当時の范氏には三十名近くの官僚がいたが、これらの中で高官に上った人はほんの一握りであり、あとの人々は比較的低い官職について一生を終えている。ましてや、これらの人々が官僚社会において一致団結して行動したり、范氏の利益のために政策を立案したりという形跡は全くない。その意味で、この時代の士大夫はそれ以前の門閥貴族とは大きく性格を異にする。

(14) 范仲淹と鄭戩との関係については、前掲註(9) 拙稿参照。

(15) 宋代の士大夫と仏教については、竺沙雅章『中國佛教社会史研究』(同朋舎、一九八二年)および同氏の前註(3)、『宋元佛教文化史研究』参照。

(16) 本文でも述べた通り、曾國藩の家書と范仲淹の家書には、大きな共通点を見出すことができる。例えば、郷里の族人や親戚・郷党を賑わすための義荘を設けたいという記述や、祖先を祭るための祠堂をしつかり管理するようといった指示などがそれである。ただ、曾國藩と范仲淹の間でも八百年以上の開きがあり、同じ近世宗族と言ってもそこにはお

のずと違いがある。その最も大きな違いは范仲淹の生きた宋代とりわけ北宋時代は宗族と言ってもまだそれほど大きな広がりを見せておらず、まだまだ萌芽ないし端緒の時期であつたと言う点である。したがって、手紙の中にも見えるように仲淹が出した指示の多くは、これから義荘や祠堂、族譜をどのようにして作っていくかという基礎固め、あるいは嘸矢という性格のものである。一方、王僧虔「誠子書」の場合には琅邪の王氏全体の行く末を氣遣うような論点はあまり見られず、もっぱら自分の子供に対する指示や憂慮に終始している感が強い。それはこの手紙自体がその名の通り「子を戒める書」であるから当然のことであろうが、それにしてもあまり宗族全体に目が向いていないように思われる。范仲淹や曾國藩の家書においては相手が子供であろうと兄弟であろうとかまわず、いたる所に一族全体を維持しようとする意図や心情が述べられているが、「誠子書」ではこの点への言及があまりない。六朝の門閥貴族とりわけ第一級の名族たる琅邪の王氏にとつて、一族が全滅するとか全員が没落するという危機感はありません、むしろ彼らにとつて重要なのは、王氏の中での競争こそが第一の関心事だったのでないだろうか。いずれにしても宋以後の宗族と六朝時代の宗族とは構造的にも社会的役割の面でも大きく異なる。なお、魏晉南北朝時代の宗族については前註(1) 安田論文、および守屋美都雄「六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—」(日本出版協同株式会社、一九五一年)、P. B. Eberly,

The Aristocratic Families of Early Imperial China: A Case Study of the Po-ling Tsui Family. Cambridge University Press, 1978. 谷川道雄「六朝時代の宗族―近世宗族との比較において―」(名古屋大学東洋史研究報告]第二五号、二〇〇一年)参照。

(17) 端的に言えば、宋以後の宗族とはそうした「家格」や家柄が崩壊したあとに、基本的には対等の個人や個別家族が集まって新たに再構築した社会的な集団である。だから「家格」に代わる一族の証が必要なのであり、それが義荘や祭田さらには族譜だったのである。また、宋以後の宗族というと往々にして強固な社会集団あるいは「中間団体」「共同体」と考えられがちであるが、それは必ずしも当を得たものではないように思われる。確かに、曾國藩の時代の宗族はそうした面もないわけではないが、少なくとも宋代とりわけ北宋時代の宗族にはそのような強固な側面はあまり見られない。本文でも述べたように、范氏は比較的広い範囲に分散して住んでいた。しかし、だからと言って彼らは同族のつきあいを断ち切ってしまったわけではなく、手紙をはじめ人やモノ・カネなど様々な方法でお互いの交流を深めていた。その意味で、当時の宗族は決して固定した「共同体」であったわけではなく、ひとびとが各自の利益に応じてゆるやかにつながっている一種の「ネットワーク」のようなものであったと考えることができる。そしてその「ネットワーク」をつなぐ重要な手段の一つが手紙だったのである。なお、范仲淹と同様の関心は仲淹だけにあつたのではなく、蘇軾や

歐陽脩など同時代の士大夫にも共通して見ることができ。以上のことについては、拙稿「范氏義荘の諸位・掌管人・文正位について―宋代における宗族結合の特質―」(『集刊東洋学』第六〇号、一九八八年)および前註(9) 拙稿参照。また、宋代の宗族全般については、小林義廣「歐陽脩 その生涯と宗族」(創文社、二〇〇〇年)、および井上徹「中国の宗族と國家の礼制」(研文出版、二〇〇〇年)、P. B. Ebrey and J. L. Watson, *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, University of California Press, 1986 参照。さらに宋代の家族と宗族との関係については佐竹靖彦「宋代の家族と宗族」(『人文学報』第二五七号、一九九五年)、および大澤正昭「唐宋變革時期的婚姻與家族」(『中華民國史專題第五屆討論會抽印、一九九九年)参照。

(18) 宋学の展開については、楠本正繼『宋明時代儒学思想の研究』(広池学園出版部、一九六二年)、友枝龍太郎「朱子の思想形成」(春秋社、一九六九年)、市来津由彦「朱熹・呂祖謙講学試論」(前掲『宋代社会のネットワーク』)、小島毅「宋学の形成と展開」(創文社、一九九九年)参照。なお、本稿で述べる范仲淹から張栻、朱熹に至るまでの学統や人間関係とは、厳密な意味での学問や理論の継承ということではなく、それを核にしながらもより広くつながっている思想的・学問的、さらには政治的人間関係のことを指している。

(19) 宋代における范仲淹の評価と朱子学の関係については、拙稿「宋代蘇州の范文正公祠について」(『柳田節子先生古稀記念・中国の伝統社会と家族』汲古書院、一九九三年)参照。

なお、本稿に掲げた朱熹の跋文にある「未嘗營私」の一節は、仲淹がおいに宛てた「與中舍三子三監簿四大祝（二）」をふまえたものである。実際、『朱文公集』巻八十一「跋范文正公家書」を見ると、この文章は主として仲淹がおいに宛てた手紙（二）に対する跋文だったようであり、「范文正公家書」が出版される時にこれが家書全体の跋文として借用されたのではないかと考えられる。ただ、どちらにしても仲淹の家書が朱熹の跋文を伴って出版されたことは明らかであり、その意味で本稿では『范文正公集』「尺牘」に記された跋文を底本とした。

(20) ただし、南宋以後になると「尺牘」や「奏議」が独立して出版されるのではなく、「正集」「別集」とともに印刷、出版されたものが多い。また「尺牘」「奏議」の巻数については文献によって異同があるが、おそらくこれは数え方の違いであって、内容の違いではないと思われる。ちなみに、静嘉堂文庫および香港大学馮平山圖書館所蔵の宋版元修『范文正公集』では、現行の四部叢刊『范文正公集』と同様に、「尺牘」三巻、「奏議」二巻となっている。なお、晁公武『郡齋讀書志』巻十九（別集類下）にも「范文正公集二十巻、別集四巻」とあり、『文獻通考』巻三三四、經籍六一（別集）にも「『郡志』と同様の項目が立てられている。ただし『通考』には「尺牘」について、『直録』と同じ説明が付されている。また、宋元版の文集については『静嘉堂文庫宋元版図録』（汲古書院、一九九二年）、および長澤規矩也『宋元版の研究』（長澤規矩也著作集）第三巻、汲古書院、一九八三年所収）

を参照。

(21) 四部叢刊初編『范文正公集』の内容構成は正集二十巻、別集四巻のほか政府奏議二巻、尺牘三巻、年譜一卷などとなっている。これは、前註(20)でも述べたように宋元版以来の版本を踏襲したものと考えられる。これに対して、四庫全書に収められる『范文正公集』の内容は「正集」「別集」および清代に編まれた「補編」であり、四部叢刊本の内容構成とは大きく異なる。なお、本文に引用した范文英の題語は、香港大学馮平山圖書館所蔵の宋版元修『范文正公集』による。また彼の事跡については『范氏家乘』（左編）巻四（宗子傳）「元將仕佐郎平江路儒學教授授翁公傳」参照。

(22) 宋代の出版については、小島毅「思想伝達媒体としての書物―朱子学の「文化の歴史学」序説―」（前掲『宋代社会のネットワーク』）参照。

(23) 仲淹の「書」「上書」は『范文正公集』（正集）巻七から巻九に収められ、全部で十七帖を数える。あて先は仁宗や劉太后、あるいは張知白、王曾、呂夷簡、晏殊など時の宰相や官僚、時には西夏の趙元昊あてのものもある。これも文書の形式としては広義の書簡文であるが、内容的には家書よりも公的であり政治的な書簡と言える。また、この文集には、與歐静書「與周駢推官書」などどちらかと言えば私的な手紙も含まれているが、これらは自らの思想や文学上の主張を述べたものであり、先の「上書」と同じくむしろ第三者に読まれるべき性質のものである。だからこそ彼はこの書簡文をわざわざ自らの手で自らの文集に収録したのであり、後

世の人が編纂した家書とは大きく性格を異にする。同様のことは例えば朱熹など他の士大夫にも見られるが、それについては別途に考察することとしたい。